

## 食道外科専門医認定施設 FAQ

### 【食道外科手術症例数】

手術室で行った食道 ESD(全身麻酔下)は、食道外科手術として認められますか？

→ 内視鏡治療となりますので、外科手術とは認められません。

### 【下部食道切除術について】

胃癌の食道浸潤陽性症例に対する下部食道切除術は食道疾患の手術として認められますか？

→ いわゆる Siewert Type III 症例に対する下部食道切除については、原則として開胸を要するなど比較的広範囲の下部食道を切除した場合にのみ食道疾患の手術として認められます。しかし開腹操作のみで施行され、食道の切除範囲もわずかであったようなケースではカウントされません。なお、食道胃接合部癌に対して行った手術についてはアプローチ、切除範囲に関係なくすべて食道の手術として認められます。

### 【放射線治療設備の体制】

放射線治療専門医は週 1 回の定期的非常勤です。その他の日は、専門医でない放射線科医師と専門技師で照射を行っています。その場合は、放射線治療専門医の記入欄はどのように記載すればよいのでしょうか？

→ 常勤の「放射線腫瘍医」とは「その施設で主として放射線治療を専門にしている科（放射線治療科）の常勤医」という意味です。

そのため、申請施設に放射線治療科があり、そこに常勤医がいれば、専門医資格はなくても問題ありません。

ただし、週 1 回他施設から放射線治療専門医が来るが、その他の日は放射線診断科の医師が治療を行っているのであれば、週 1 回来られている「放射線治療専門医」の方を「放射線腫瘍医」とし、かつその専門医の方が現在常勤医として勤務されている施設を連携施設として記載してください。

当院では放射線治療設備があり、放射線腫瘍医が外来治療にあたっています。ただ、この放射線腫瘍医は正規職員ではなく、招聘医となります。勤務形態は、週 2 回曜日を決めて外来治療を終日行っていていただき、外来治療していることを外にも周知しています。

このような勤務形態は、「常勤」の定義に合致するのでしょうか？

→ 常勤医については、「原則として1日6時間以上で、週4日以上勤務していること」が、条件となります。従いまして、「常勤」の定義には合致いたしません。

### 【病床数、常勤医師数】

当院は大学病院であり 40 を超える診療科があります。そのすべての診療科の常勤医師数と各診療科保有病床数を記入しなければいけませんか？

- 原則としてすべてご記入いただくこととなります。ただし、人事異動などで常勤医師数は常に変動していますし、またベッド数も診療科ごとに定数を決めていない施設もありますので、正確な数値は要求いたしません。

### 【食道癌全国登録】

食道外科専門医認定施設修練責任者の所属科以外から返信があった場合は、認められますか？

- 認定施設あるいは準認定施設については、基本的に 1 施設 1 申請となりますので、科が異なっても食道癌全国登録の実績は有効となります。

食道癌全国登録の協力施設であっても、データを一度も報告していない場合は、認定施設あるいは準認定施設の申請はできないのでしょうか？

- 食道癌全国登録については、規定回数ご報告いただき、かつお送りいただいたデータが報告書に反映されていることが条件となりますので、一度も返信されていなかった場合は、不可となります。

2012 年度に実施した食道癌全国登録については、2005 年および 2006 年の計 2 年分の症例を集計しています。また 2013 年度に実施した食道癌全国登録については、2007 年および 2008 年の計 2 年分の症例を集計しています。2012 年または 2013 年のどちらかを報告していれば、2 年間返信したことと同様の扱いになるのでしょうか？

- 2 年分のデータを報告しても返信実績については 1 回となりますので、2 年間返信したことにはなりません。

平成 24（2012）年度の食道外科専門医認定施設の申請では、2003 年と 2004 年の症例を報告していることが条件と申請書に記載されておりました。該当年度以外のデータ（2001 年もしくは 2002 年）に報告している場合は、認められますか？

- 直近 2 年間に連続して報告していることが条件となりますので、不可となります。ただし、平成 25（2013）および平成 26（2014）年度の申請については、施設認定施行細則第 11 条（8）により直近 2 年間のうち 1 年報告していれば可となります。

### 【論文および学会発表】

申請書にそれぞれ 15 編ずつ記入するよう記載されていますが、15 編に達しない場合は認められないのでしょうか？

- 15 編以上記載する必要がないという意味で『15 編まででよい』と記載したので、申請するために最低 15 編必要という意味ではありません。  
しかし「研究発表が学術雑誌または学術集会で継続的に行われていること」と申請資格で規定されているため、論文発表などがゼロの場合は部会などで検討することになります。また、日本食道学会学術集会での発表は必須となりますので、1 編もない場合は不可となります。

どのような雑誌および学術集会在、業績として認められるのでしょうか？

- 基本的に「業績基準」に記載されている雑誌および学術集会でしたら、業績として認められます（それ以外は業績として認められません）。

著書、分筆に関しては、業績に含まれないのでしょうか？

- 食道外科に関する著書でしたら、業績として認められます。また分筆については、分担執筆でしたら業績として認められます。こちらも食道外科に関するものというのが条件となります。

外科以外の医師の業績（治療は外科とともに行った症例）も含めていいのでしょうか？

- 基本的に食道外科に関する論文および発表が該当となりますので、専門科が外科の先生が論文の共著者に入っていれば問題ありません。ただし、外科医が入っていない場合も、修練カリキュラムの中で修練医がその科をローテイトするようなシステムがあれば業績として認められます。ただし、最終的には部会にて検討することとなります。

修練責任者が発表した業績でしたら、すべて認められるのでしょうか？

- あくまでも、個人ではなく施設としての申請となりますので、修練責任者ではなく申請施設が発表した業績が該当となります。修練責任者が発表した業績でも、他の施設に所属されているときの業績については、申請施設の業績としては認められません。

発表業績は現在申請施設に所属していない者の業績でもいいのでしょうか？

- 前項で説明いたしました通り、施設としての申請となりますので、申請施設からの発表でしたら、申請時に所属していない方の業績でも認められます。

### 【実地調査について】

資格に「外科専門医申請者の診療経験に関する実地調査が可能であること」と

記載されておりますが、具体的にどのような内容を調査するのでしょうか？

→ 詳細についてはお答えできませんが、学会より担当者が出向いて、申請書類だけでは確認できないような点（食道疾患の診療実態や指導体系、諸施設の完備等）について調査させていただくことがあります。

#### 【その他】

期日後に送付しても受理してもらえるでしょうか？

→ 期日については規則で定められておりますので、理由の如何に関わらず一切受理できません。